

2025年度（令和7年度）総会

議 案 書

2025年6月14日

（会場；金鳳酒家）

横浜上海友好委員会

目 次

第1号議案	2024年度（令和6年度）活動報告	1
第2号議案	2024年度（令和6年度）決算報告及び監査報告 （参考） 2024/11/3 上海横浜友好園イベント収支決算書	2～4
第3号議案	2025年度（令和7年度）活動計画（案）	5
第4号議案	2025年度（令和7年度）予算（案）	6
第5号議案	2025年度（令和7年度） ～2026年度（令和8年度）役員（案）	7
	（参考） 横浜上海友好委員会組織図	8
	（参考） 横浜上海友好委員会規約	9～10

第1号議案 2024年度（令和6年度）活動報告

1 友好交流事業

事業名	日時	会場	概要
留学生交流会		市国際学生会館（鶴見）	前年度に引き続き中止
横浜上海友好交流事業 協定書調印式	2024/4/11	上海市	横浜市長、平出会員出席
国際仮装パレード	2024/5/3		
中国国慶節祝賀会	2024/10/1	中華街（中区）	祝賀会に会長出席
友好交流事業	2024/11/3	上海横浜友好園	
中華街探訪	2025/3/8	媽祖廟見学・馬さんの店 懇親会	関帝廟も見学

2 ワーキンググループ(理事会)活動報告

月日	会場	概要
4/4	うず潮	5月国際行列案内発送
5/16	うず潮	6月総会案内発送
7/4	うず潮	6月総会報告（欠席会員へ送付）
9/5	うず潮	11月交流事業準備
10/3	うず潮	11月交流事業案内発送
11/7	うず潮	中華街探訪事業打ち合わせ
12/5	うず潮	委員会忘年会
1/9	うず潮	R7年度事業検討
2/6	うず潮	中華街探訪案内発送
3/8	馬さんの店	媽祖廟見学 懇親会を実施

3 広報活動 友好委員会たより第21号発行（2024年9月）

第2号議案 2024年度（令和6年度）決算報告

収入総額 ￥799,642.-

支出総額 ￥682,327.-

差引残高 ￥117,315.-

（収入内訳）

（単位：円）

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差引②-①	説 明
1 会費収入	274,000	202,000	△72,000	・個人会費 @2,000×41人=82,000.- ・法人会費 @10,000×12団体=120,000.-
2 事業収入	450,000	85,500	△364,500	3月8日 中華街探訪 @4,500×19人=85,500.-
3 市補助金	200,000	167,464	△32,536	
4 雑収入	0	125	125	銀行利息
5 繰越金	344,553	344,553	0	前年度繰越金
合 計	1,268,553	799,642	△468,911	

（支出内訳）

（単位：円）

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差引①-②	説 明
1 事業費	920,000	657,765	262,235	
(1) 交流活動費	760,000	542,939	217,061	横浜パレード、国慶節祝賀会 中華街探訪など
(2) 広報活動費	70,000	44,356	25,644	機関紙発行他
(3) 会議費	90,000	70,470	19,530	総会開催費他
2 事務費	152,000	24,562	127,438	
(1) 消耗品費	52,000	14,562	37,438	事務用品
(2) 諸費	100,000	10,000	90,000	
3 予備費	196,553	0	196,553	
合 計	1,268,553	682,327	586,226	

(参考) 2024/11/3 上海横浜友好園イベント収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	金 額	積算の内訳
会費からの充当	114,464	
出店料・協賛金収入	53,000	ステージ協力金 @ 4,000 × 3=12,000 出店協力金 (一般)@4,000 × 8=32,000 (キッチンカー)@3000 × 3=9,000
市補助金	167,464	
合 計	334,928	

(支出)

(単位:円)

科 目	金 額	積算の内訳
ステージ音響・進行・MC 費	110,000	ステージ・音響機器設置・運営・進行(MC)
ステージ出演料・出店協力費	93,000	中華音楽等ステージ(横浜中華芸術学校) 70,000 和太鼓ステージ 10,000 三線ステージ 5,000 出店協力調整 8,000
ステージ備品・車借り上げ費	107,200	(ロールバナー・ポスタ作成)47,300+11,000 =57,200 テント・椅子など備品及び搬入車借り上げ 50,000
設営費・事務費	24,728	(チラシ等印刷インク代) 22,128 (イベント行事保険料) 2,600
合 計	334,928	

第2号議案

監 査 報 告

令和6年度横浜上海友好委員会の金銭出納簿、預金通帳、領収書等
決算関係書類を監査した結果、本委員会の収支が適正であると認めたので
報告します。

令和7年 4月 23日

横浜上海友好委員会

監 事 竹 中 康 文 

監 事

印

第3号議案 2025年度（令和7年度）活動計画（案）

1 友好交流事業

事業名	開催時期	会場
① 上海市老朋友歓迎会	随時	
② 国際仮装パレード	5月3日	山下公園～伊勢佐木町
③ 中国等留学生交流会	再開検討中	検討中
④ 中国国慶節祝賀会	10月1日	横浜中華街
⑤ 友好都市交流事業	11月3日	上海横浜友好園周辺
⑥ 中華街探訪	令和8年3月	横浜中華街

2 友好委員会活動

項目	開催日	会場
① 総会	6月	中華街
② 理事会	随時	
③ ワーキング	毎月第1木曜（8月休）	うず潮

3 広報活動

横浜上海友好委員会たよりの発行	年1回～2回（予定）
-----------------	------------

第4号議案 2025年度（令和7年度）予算（案）

収入総額 ￥1,073,315-

支出総額 ￥1,073,315-

差引算額 ￥0.-

（収入内訳）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増△減	説 明
1 会費収入	306,000	274,000	32,000	・個人会費@2,000×93人 =186,000.- ・法人会費@10,000×12 団体=120,000.-
2 事業収入	450,000	450,000	0	・5月：国際仮装行列パレードへの参加 ・7月：留学生交流会 ・中華街探訪など
3 市補助金	200,000	200,000	0	
4 雑収入	0	0	0	
5 繰越金	117,315	344,553	△277,238	前年度繰越金
合 計	1,073,315	1,268,553	△195,238	

（支出内訳）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増△減	説 明
1 事業費	950,000	920,000	30,000	
(1) 交流活動費	780,000	760,000	20,000	老朋友歓迎会他
(2) 広報活動費	70,000	70,000	0	機関紙発行他
(3) 会議費	100,000	90,000	10,000	総会開催費他
2 事務費	115,000	152,000	△37,000	
(1) 消耗品費	30,000	52,000	△22,000	事務用品費
(2) 諸費	85,000	100,000	△15,000	
3 予備費	8,315	196,553	△188,238	
合 計	1,073,315	1,268,553	△195,238	

第 5 号議案 2025 年度(R7 年度)～2026 年度(R8 年度)役員(案)

下線：新任（順不同・敬称略）

会長 竹前 大

副会長 荻原 信吾 村松 和代 馬 双喜

理事 塩田 恵一 事務局長

石井 憲子 会計 木元 美由貴 会計

蟹澤 アツ

伊藤 芳子

葉 維英

矢崎 雅子

理事（法人）

筒井 昌隆 (株)日新取締役専務執行役員

謝 成發 横浜華僑総会会長

的場 信也 横浜市労働組合連盟執行委員長

加納 浩孝 横浜交通労働組合執行委員長

柴田 康光 横浜市教職員組合執行委員長

監事 洪 棟

以上

（松本由美子及び樽谷隆理事退任 竹中康文及び岡部正久監事退任）

(参考) 横浜上海友好委員会組織図

会 長

副会長（３名）

事務局長

理事若干名（個人・法人）

ワーキンググループ(理事会)

監 事

所在地 〒226-0012 横浜市緑区上山３－１１－３１ 伊藤 芳子 気付

横浜上海友好委員会 TEL ０４５－９３２－３９８８

銀行口座:横浜銀行 関内支店 普通預金 １１４０６７９

横浜上海友好委員会 会長 竹前 大

体 制 （会員による運営）

事務局長：塩田 恵一（事務局担当理事）

(参考) 横浜上海友好委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は横浜上海友好委員会(以下「委員会」という。)と称す。

(目 的)

第2条 委員会は、両市の相互理解を深め、友好親善を増進することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、趣旨に賛同して加入した個人・法人及び団体の会員で構成される。

(事 業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市連携の趣旨の普及
- (2) 各種友好親善事業の計画及び実施
- (3) その他必要な事業又は行事の開催

2 前項の事業を円滑に推進するため、委員会にワーキンググループを置く。
ワーキンググループの内規は別途定める。

(役員及び会員)

第5条 委員会に会長1名、副会長4名、理事若干名、幹事2名の役員を置く。

2 会員は、第3条に示す個人・法人及び団体の役員をもってこれにあてる。

(役員の任務及び任期)

第6条 役員は会員の互選とする。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。
- 4 理事は、会長・副会長を補佐し、会務をつかさどる。
- 5 監事は、委員会の出納を監査し、その結果を委員会に報告する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧 問)

第7条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 総会は年一回会長がこれを招集し、予算・決算など重要事項を議決する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、会務の執行に必要な事項を協議決定する。

(事務局)

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

(経 費)

第10条 委員会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は個人(年額)2,000 円、法人及び団体(年額)は 10,000 円とする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(その他必要事項)

第12条 前各条に定めるものの外、必要な事項はその都度委員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和49年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月1日から施行する。